

事 務 連 絡  
平成24年12月 3日

各部局担当係長 殿  
事務局担当係長 殿

財務企画課財務企画係長

報酬の支払における復興特別所得税の源泉徴収の取扱いについて

このことについて、別添「復興特別所得税の源泉徴収のあらまし」のとおり、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当）を併せて徴収し、国に納付しなければならないこととされました。

ついては、源泉徴収の対象となる報酬の支払における復興特別所得税の源泉徴収の取扱いについて、下記のとおり留意事項を通知しますので、関係職員に遺漏のないよう周知願います。

記

1. 源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収すること。

【 支払金額等 × 合計税率(所得税率(%)×102.1%) 】 ※1円未満端数切捨

<所得税率に応じた合計税率の例>

- ①所得税率 10% →合計税率 10.21%
- ②所得税率 20% →合計税率 20.42%

<具体的事例>

- ①個人事業主への英文校正の代金 75,000円 (所得税率10%の場合)  
 $75,000円 \times 10.21\%(合計税率) = 7,657.5 \Rightarrow 7,657円(源泉徴収税額)$   
\*1円未満切捨
- ②講演謝金 36,000円 招へい旅費 55,000円 (所得税率10%の場合)  
 $36,000円 \times 10.21\%(合計税率) = 3,675.6 \Rightarrow 3,675円(源泉徴収税額)$   
\*1円未満切捨

55,000 円×10.21%(合計税率)=5,615.5 ⇒ 5,615 円(源泉徴収税額)

\*1 円未満切捨

※財務会計システム上の処理は所得税分と復興特別所得税分とで明細行を分けて入力する必要はありません。

2. 支出形態（謝金・契約代金）に関係なく、源泉徴収すること。

3. 平成24年12月31日までに作業完了確認が行えたものについては、相手先への支払が平成25年1月1日以降になる場合でも、復興特別所得税を源泉徴収する必要はないこと（所得税基本通達36-8、36-14）。

※給与所得（賃金を含む、給与所得の源泉徴収税額表（甲・乙・丙欄）を適用するもの）の取扱いとは異なるため留意願います（所得税基本通達36-9）。

担当部署	財務部財務企画課財務企画係
内 線	2164、4495